

イデオロギーとしての市民：二一世紀型市民社会の 担い手は誰か

藪野, 祐三
九州大学大学院法学研究科教授

<https://doi.org/10.15017/2155>

出版情報：法政研究. 66 (2), pp.221-242, 1999-07-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



イデオロギーとしての市民

—— 二一世紀型市民社会の担い手は誰か ——

藪野 祐三

- 一 市民性というイデオロギー
- 二 ローカルの中のセクター
- 三 セクター論の展開
- 四 グローバル化する市民

一 市民性というイデオロギー

すでに歴史的な事柄に属すが、市民というコンセプトが近代日本の政治性を自立させるための道具として、さかんに論じられたことがある。往時にあっては、一方では民主主義をより確実なものにするために、構造的変革を求めた政治革命が説かれたのに対して、他方では同じく民主主義をより確かなものにするために、思想的変革を求めたイデオロギー革命が説かれた。構造はイデオロギーによって内実化されるが、またイデオロギーは構造によって可視化される。その意味で、構造とイデオロギーは一体として把握される必要があった。

これもまた歴史的な事柄に属すが、歴史を構造によって理解しようとする流れは、同じく歴史をイデオロギーによって理解しようとする流れと必ずしも親和的ではなかったし、ある時には相互に反発しあい、興じて政治闘争にまで発展したことがあった。⁽¹⁾

戦後世界にあつては、民主主義も多様な側面で語られた経緯がある。例えば、戦後期の民主主義を論じたC・B・マクファアソンは、世界の民主主義を三つの類型に分類したことがある。それは、共産主義型、低開発型、そして自由民主主義型の三つだ。⁽²⁾

にも拘らず、日本における民主主義は、ともすれば、そしてまた現在においてさえ、自立した個人のあり方を前提として成立するというイデオロギーが支配的だ。⁽³⁾ 自立とは何か。それ自身、極めて画定し難い言葉ではあるものの、一定の共通理解をいえば、中世的絆帯から自由になることを意味していた。中世的絆帯とは、具体的には身分性に拘束された価値意識を前提としていたことは、いうまでもない。身分性は、単に階級的身分性だけを指している訳ではない。さらにいえば、身分を囲む地域的閉鎖性をも意味していた。その意味で、身分性とは、身分という社会空間の

拘束を意味しただけではなく、身分を前提とした居住空間という物理空間の拘束をも意味したといえよう。

心情倫理ではなく責任倫理を体现することによって、近代化が始めて可能となると説かれたのも、日本における戦後民主主義を論じた往時の出来事であった。⁽⁴⁾ 近代的自我、近代的自己の確立を果たさなければ、そしてまた市民としての自立を果たさなければ、日本の近代は不可能だという論議が、エリートの論議であり、イデオログの言説であつた。民主主義は、まさに思想として自立することをわたしちに迫つたのであつた。

しかしここでこれから取り上げようとする市民とは、近代自我を会得したイデオロギーとしての市民ではない。現在日本を見渡しても、市民の自立を説く言説よりも、市民の運動を説く言説により多く出会う。いいかえれば、市民という概念の内包を説く代わりに、市民という概念の外延が説かれ始めていることに気付く。例えば、市民参加だとか、市民オンブズマンといった表現が、それに当たる。この場合、市民という概念の意味内容が問われるのではなく、逆により強く社会との関わりをもつ主体としての市民が意味されていることに注目しなければならない。

不思議なことに、いずれかの時点で、市民という概念はその意味内容を論議するイデオロギー過程を終え、対社会との関係で担うべき課題を提示するアクターとしての行為者をすぐれて意味するようになっていく。

今その歴史過程をつぶさに分析する時間はないが、日本の国際化が日本経済の成長とともに急激に論じ始められた一九八〇年代以降、対内的関係よりも対外的関係により多くの時間を割かなければならなかった時点で、アクターとしての市民は、イデオロギー的に近代という概念に向かってより純化される対象から、具体的政策を実施する行動アクターとして位置づけ始められたといえよう。⁽⁵⁾ その意味では、すでにシビル・ミニマムを完成させた市民が、ノブレス・オブリジを果たすために行動するアクターとして、日本という社会に登場し始めたのだ。

実は民主主義もまたこの時点で、大きくその様相を転換させ始めている。市民概念がイデオロギー的に内に向かっ

て画定される時代にあつては、民主主義もまた制度としての民主主義がさかんに論じられたものだ。例えば、憲法体制下での民主主義は、表現の自由、政治参加の自由、あるいは結社の自由として、政治権力からの自由を基本として説いた経緯がある。このような民主主義は、端的にいえば政治的民主主義を専らとしたと位置づけることが可能だ。

しかし市民概念が外延的に語られる時代に入つて、民主主義は制度としてのそれではなく、運用としての民主主義が語られる傾向が強くなつたといえよう。運用としての民主主義とは、一体誰が当該民主主義を担うのかという形で具体化してくる。例えばいくら制度的に民主主義が整備され、政治参加の自由、表現の自由、あるいは結社の自由が実現したとしても、それを運営しているアクターは、あくまでも男性に過ぎないのではないかという問題が、問われ始めている。制度としての民主主義が語られた時代にあつては、市民というイデオロギーは、健全な男性で、それも壮年としての人間が想定されていたに過ぎない。その中では、市民概念から女性や身障者、あるいは子どもや老人、あるいは定住外国人は排除されていたし、そのことが国際化とともに鋭く問われ始めたのだ。⁽⁶⁾

ではなぜ、国際化が市民という固定的なイデオロギーを刷新しようとする経緯になつたのだろうか。そのことを理解するキー・ワードは、まさに異文化理解に他ならない。異文化理解とは、国際化によつて、他の国々の異なる文化を理解しようとする姿勢を指している。しかし異文化は決して他の民族との間で生じるだけのものではない。女性と男性の間にも、性に関する文化の相違がある。身障者と健全人の間にも、生活に関する文化の相違がある。子どもと大人の間にも、世代に関する文化の相違がある。まさに市民という概念は異文化理解という次元を挿入した途端、イデオロギーとして固定化されていたイメージを即座に失い始めるのだ。

男性としての市民、女性としての市民、身障者としての市民、定住外国人としての市民など、まさに市民は多様な顔を持ち始めてくることになる。この点にこそ、市民運動の新たな展開を見るにあたって、市民とは個別具体的に誰

図1 市民性の定義

第一期	遺制から自由な自己	時間的自立	近代化
第二期	異文化の中の自己	空間的自立	グローバル化

であるかを画定する必要性を、激しくわたしたちに迫ることとなった。

結果、市民とは自立した個人や、責任倫理を装備した個人を即座に意味しなくなった。その意味で、市民とはまさに異文化の中で相互に影響しあうアクターに変質しつつある訳だ。異文化を超えるアクターこそ、二一世紀型市民として、措定される必要がある。

第一期の市民性を定義すれば、中世的絆帯から自由であろうとしたイデオロギーを市民性と呼ぶことができたとするならば、第二期の市民性を定義すれば、異文化の中で自己の責任を果たそうとするイデオロギーを市民性と呼ぶことができる。

このように整理してみると、第一期の市民性は、ともすれば過去からの自由を求めたとすれば、第二期の市民性は、どちらかといえば、空間からの自由を求めているといえよう。当然、この第一期と第二期の端境期は、日本における国際化論議が始まった一九八〇年代と位置づけることが可能だ。

空間からの自由とは、具体的に何を指しているのだろうか。第一期の市民が、歴史からの解放を求めたという意味で、時間的経緯の中でより確かな自由を求めようとしたとするならば、第二の市民は、時間的な経緯の中での自由ではなく、空間的（地理的）移動の中での自由を求めているといえよう。

この間の事情を、やや政治理論史的に言えば、第一期の市民は「近代化」の中で、自己の確立を求めたといえよう。なぜなら、「近代化」とはまさに時間軸を基本とした発想方法に他ならないからだ。それに対して第二期の市民は、「グローバル化」の中で、自己の確立を求めているといえよう。近代化Ⅱモダンニゼーションに対して、地球化Ⅱグローバルニゼーションこそが、二一世紀の基礎となっている。時間軸の移動ではなく、空間軸の移動を基本とした市民は、まさに空間軸を移動することによって、さ

らなる異文化との接触を余儀なくされていく。

その意味で、第一期の市民が中世的遺制から自由になろうとして、より時間軸の中で確固とした自己を創造しようとしたのに対して、第二期の市民は、異文化と接触することによって自己の文化を他の文化と相対化した中で自己を創造しようとする。

他の文化と接触することによって自己を相対化する必要が生まれ、その自己相対化の中から、市民性を創造しようとする視点こそ、イデオロギーとしての市民を規定する基本でなければならない。

そこで、市民生活を規定するローカルの基盤を画定するために、⁽¹⁾どのような市民性が必要とされているのか、その点に焦点を絞って二一世紀型市民と市民社会のあり方を分析することにしよう。

二 ローカルの中のセクター

不思議なことに多くの自治体が発行している基本構想や基本計画の中には、「市民と行政は…」という表現が、極めて特徴的に目に入る。そこで想定されているローカルという自治体を担うアクターとして、具体的には個人としての市民と機関としての行政が措置されているに過ぎない。

そしてまた、そこで使用されている市民概念も、すでに述べたようなイデオロギイ的に歴史的時間から自由であるうとした第一期の市民ではない。そうではなくて、住民に近い概念として市民が措置されているに過ぎず、とりわけ行政サービスの需用者としての市民が念頭に置かれている。

確かに、ローカルとしての自治体を見た限り、そこには有機体としての個人が目に入る。しかし二一世紀の市民社

会を創造するに当たって、市民を有機体としての個人だけに限定してよいのかという疑問が、まず浮かび上がってくる。その意味で、このペーパーで問題にしている点は、市民とは単に個人としての市民だけでよいのかという疑問に他ならない。そしてまた、そこで市民と呼んだとしても、サービス需要者としての市民に限定されることなく、グローバルに展開する二一世紀社会を担うことが可能な条件を備えた市民でなければならぬ。

例えばNGOのスローガンに「地球的に考え、地域的に行動しよう」(Think globally, act locally) という標語があるが、ここで想定されているアクターのイデオロギーは、時間的絆帯から自由であろうとした、そしてまた革命の主体であろうとしたアクターとしての市民ではない。そうではなくて、異文化対応により柔軟であろうとする市民こそが求められている。

しかし不思議なことに、「市民と行政は…」という自治体文書の常套句には、興味ある領域問題、あるいは境界線問題が隠されている。というのも、ともすれば、政治機関は境界線を画定することによってその存在が確認されるという性質を持っている。例えば、国家という政治機関は国境という境界線に無限に忠実であることを前提としているし、自治体もまた、区画という境界線を前提として成立している政治機関であるということを見れば、そのことの論理構造は見易い道理だ。

ではなぜそのようなことが生じるのか。その理由は、機関維持のコストにある。政治機関は、一般的にいつて境界線を画定し、画定された領域内に住む人々から独占的に税を徴収する。その結果、税の徴収とサービスの提供は車の両輪の関係を形成しているために、政治機関は境界線内部に一定のサービス提供を特化する必要性がある。もしこの条件が十分に確保されない限り、フリー・ライダー問題が発生することになる。

しかし他方、「市民と行政は…」という表現のもう片方の市民は、決して境界線を前提として生活している訳では

ない。その具体的事例は、大都市の昼間人口と夜間人口の格差に見られる。住民票によって境界線を固定された人々は、決してその行政区画の中で生活のすべてを手に入れていない訳ではない。

このように行政セクターがもっている他のセクターとの質的相違に加えて、二一世紀型市民社会を創造するにあたって、もう一つの問題を考えておかなければならない。それは、市民という概念がもつ意味規定だ。

すでに述べたように、市民とは第一期が想定した市民であれ、第二期が想定しようとしている市民であれ、双方の市民概念が想定しているのは、個体としての市民に過ぎない。しかし財団法人や社団法人などの各種法人も、法人格という概念から「法」を取れば「人」になってしまう。実は、法人もまた人Ⅱ市民だという発想は、二一世紀型市民社会を創造するために不可欠なものなのだ。⁽⁸⁾

では、アクターとして想定可能な「人」は、ローカルという自治体の中にどれだけ存在しているのだろうか。ただ、多様性に満ちた「人」としてのアクターに代えて、このペーパーではセクターという概念を使用することにしよう。その結果、自治体を構成するセクターとは何だろうかというテーマに突き当たる。そしてまた、再度問題を確認すれば、多くの場合、自治体は市民セクターと行政セクターによってのみ構成されているという考えが根強い。その根強さが「市民と行政は：」という表現に集約されてきたといえよう。

さまざまな論議があるものの、セクターは以下の四つを想定することが可能だ。その四つとは、

- (1) NPOという市民
- (2) 企業という市民
- (3) 団体という市民

(4) 行政という市民

のセクターに他ならない。さらにこの四つのセクターを自治体領域に図として位置づければ、以下のように示すことができる。

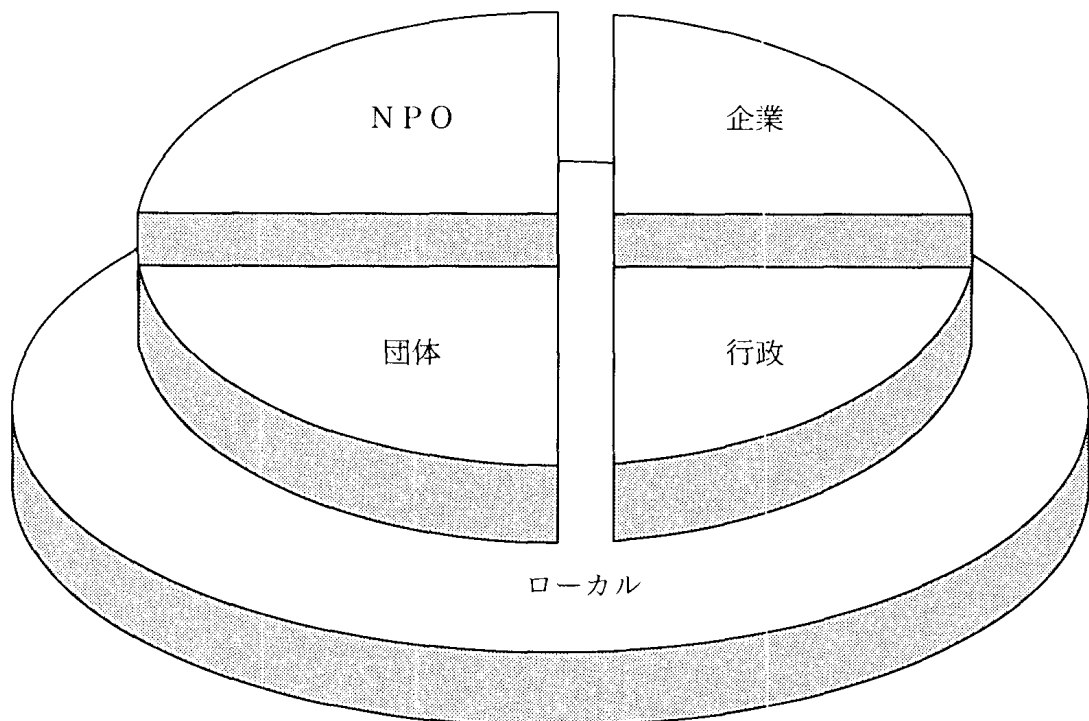
この図を前提として、個々のセクターについて、分析を加えていくことにしよう。

三 セクター論の展開

(1) NPOという市民…これは市民セクターとして位置づけることが可能だ。ここでは、NPOを単に市民活動をおこなう非営利団体だけに規定せず、さらに概念を拡大し、市民個人やボランティア団体、あるいはNGOにまで広げて理解する必要がある。⁽⁹⁾

日本において、従来このセクターに対してほとんど関心が払われることはなかった。ではその理由は、どこにあるのだろうか。すでに再三述べたように、日本におけ

図2 ローカルを構成する4つのセクター



る自治体文書は「市民と行政は…」という表現で満ちている。ローカルにおいて一定の生活を実現するには、公共サービスを誰が提供するかが問われるし、そこでのサービスの担い手は、行政だという考えが一般的だ。

日本の社会を見渡した時に、不思議なことに行政と企業の存在が特徴的に目に入る。例えば、介護保険に見られるような行政サービスの質と量の問題が、メディアをにぎわせているし、他方、会社人間という表現が同じく巷間で目につく。その意味で、会社という企業優位の社会が日本であり、行政指導の社会が日本だといっても、あながち間違いではない。

なぜこのような現象が発生するのだろうか。実は、一方では自治体サービスの担い手として、行政が主として考慮されてきた経緯がある。他方、大企業に入れば、様々な社会サービスは企業内で享受することができる。これを一般にフリンジ・ベネフィットと呼んでいる。例えば賃金と同じ場合でも、大企業に職を持てば、企業が病院を付置しているし、様々な保養施設、スポーツ施設を運営しているケースが多い。その結果、大企業では、社員は賃金以外の社会的サービスを安価な価格で享受することが可能なのだ。

少し迂遠になるが、退職後の男性が俗にいう「濡れ落ち葉」と呼ばれるのは、企業においてのみ受容できる社会的サービスを享受してきた結果、企業以外では同質の社会的サービスを受ける手段を持たないからだ。

例えば就職を見ても、大きくいって行政に勤めて公務員になるか、会社に勤めて会社員になる以外、雇用の機会を保障されていないのが通例だ。そのため社会サービスを提供する組織として、行政と企業しか念頭に置かれてはいなかった。反転させていえば、社会サービスの担い手としての行政と企業が、そのまま鋭角的に雇用の場であったともいえよう。

しかし行政と企業の間隙を縫って、社会という雇用の場が創造されつつある。すでに述べたように、企業のフリン

ジ・ベネフィットは企業外化されつつあるし、行政サービスもまた市民によってその一翼が担われることが期待され始めているのだ。この社会という雇用の場を創造するのが、NPOに他ならない。

従来、ともすればNPOは小規模の個人によって担われ、会計的にも片手間ですむ事業だという認識が主流であった。しかしNPO自身が、企業的規模をもつとともに、行政的サービスを実施することができると入っていることを、忘れてはならない。

(2) 企業という市民…企業の目的は、本来利益を追求することにある。そのため、株式会社を法人として創設するにあたっては、営利追求という目的が明確であるために、それほど困難ではなかった。しかし、問題は企業といえども、株式会社法人の法人から法を除けば、「人」である点にこそ、注目されなければならない。

しかし現在、コーポレート・シティズンという概念が一般化しつつあるが、このコーポレート・シティズン自身が、シティズン＝市民として、企業を位置づけようとする理念を反映していることを、忘れてはならない。このコーポレート・シティズンは、まさに「企業市民」という概念そのものを意味している。

企業もまた、社会を担う一員であるという認識を画定することが、まさに現代的課題となっている。この場合、本来的に企業そのものもっている企業市民的要素と、二一世紀的概念としての企業市民的要素の二つの要素に、企業市民の概念を区分して、分析を加えた方が、理解が容易だ。

実は、社会主義が資本主義を批判し、また資本主義の根幹をささえる企業そのものが、私的利益のみを実現する機関であり、その意味で企業は私的な組織であるというイデオロギーが一般的であった。しかし、バリー・ミーンズの経営者支配説が支配し始める二〇世紀前半にあつて、企業はそもそも株式会社主流であり、株式そのものは、そ

の所有を社会的に認められたものであるという認識が必要とされ始めた。企業もまた、形式的には株主總會という社会的に拓かれた運営組織であることを忘れてはならない。まさに株式所有を通して、企業は社会的に所有されている。⁽¹⁰⁾ マルクスが現した一般的な図式でいえば、資本家が独占的に企業を所有していることになるが、株式の大衆化はそのまま企業の大衆化を意味するようになった。さらに労働者は、企業が生産した商品の最大の消費者であり、企業の顧客に他ならない。労働者は観念的には資本家にとって、搾取する対象であるが、同時にまた企業が生産した商品の消費者という、企業にとって顧客の位置を占めている。その意味で、企業そのものは本来的に社会的に所有され、その運営も経営責任という形で株主に公開されている。

しかし、このような古典的な企業概念に対して、さらに積極的な企業概念が、現在求められ始めている。それが新しい意味での企業市民に他ならない。この具体的事例は、阪神大震災に見られる。多くの企業は、従業員に正規の職務として震災被災者への援助を求めた。これは、まさに利潤追求という組織目的から逸脱した非営利活動であった。このような活動が一過性のものではなく、持続可能な形で展開されることが、まさに企業市民そのもののあり方を指し示しているといえよう。

資金の提供、場所の貸与、人手の供与など、すでに述べた社会雇用の場に、企業が一定の支援をすることが求められている。再三述べたが、元来、企業は営利を第一義として組織化され、運営される組織であった。そのために、結果として社会雇用という概念を持ち合わせることはできなかったのだ。社会雇用の部分を、ともすればプリンジ・ベネフィットとして、企業内部に取り込んでいたのだ。まさに、この企業内部に取り込まれたプリンジ境界的サービスを社会化することが、これからの企業テーマなのだ。その意味で、企業もまた、市民でなければならぬ。⁽¹¹⁾

(3) 団体という市民・団体という名称で想起しようとする市民には、様々なものがある。例えば、学校教育の場におけるPTA、地域社会における自治会、あるいは労働の現場における組合などだ。加えていえば、消費生活の安全と改善を図るために組織された地域生協なども、また団体としての性格を色濃く保持している。

しかし一般にこのような団体は、会員組織を前提としている場合が多く、その結果、団体目的はともすれば会員相互の福利厚生を向上させることに置かれている。さらにいえば、原則として会費とサービスの関係が双方向的で、会費を納入することによって一定のサービスを享受できる組織となっている。そのため、非会員へのサービスの拡大は組織目的に反する場合があり、ともすれば内向きの活動を醸成しやすいという性質を持っている。

というのも、会費とサービスを双方向的に位置づけられない限り、会費を納入せずに一定のサービスを享受しようとするフリーライダー問題が発生するからだ。にも拘らず、これらの団体が単なる私的な性格を備えるだけで十分とする組織とは見なされてはいない。例えば、株式会社という組織であれば、株主への利益配当を向上させることだけが組織目的とされているのに対して、一般的、かつ常識的にいってこれらの組織は、さらに社会的正義を実現することを、組織の裏面に刷り込まれているといえよう。その意味で、組織利益が対組織との関係で内部に深化するのではなく、対社会という外部に拡散することを前提としているし、さらにいえば、対社会との関係で外部に利益が拡散すればするほど、当該組織の社会的認知度は格段と高くなっていく。

例えば、PTAという組織は親と教師が生徒の教育環境を整備するために企画されているとしても、例えば貧困な地域に対する援助をPTAの名で実施することには、なんら組織的違和感はない。逆にいえば、PTAが組織外活動を実施することが、市民の間での共通理解にまでなっているといえよう。

ここでは、労働組合を取り上げてみよう⁽¹²⁾。というのも、他の市民団体に比べて一番政治性が強く、組織目的を政治

にもつていくか、あるいは広く市民への支持を訴えていくかが、労働組合の岐路となっているからだ。元来、労働組合は社会主義運動との関係を払拭できずに現在に及んでいる。その結果、労働者という立場をイデオロギー化することで、市民という立場を代理し共有しようとしてきた経緯がある。

しかし労働者としての権利の発動であるストライキが、市民の共感を得ることができかどうかは、歴史とともに長い間の課題であった。しかし、労働者像と市民イメージが乖離する中で、労働者の立場のみを訴えたとしても、そのことが即座に市民的感覚の俎上に上ることはない。反対にますます組合という一部特権を実体化するための戦術として、市民に映る。この間のギャップを埋めるために、組合もまた団体としての市民性を保持した組織に変質しなければならぬといえよう。その意味で、組合もまた市民的スタンスを取らなければならない時代に入っている。

(4) 行政という市民…いままで取り上げてきた組織は、組織そのものが市民であろうとしたのに対して、行政という組織は市民にサービスを提供する機関であるという認識が通例だ。さらに行政はその組織原理からして、市民にサービスを提供することを前提としているし、何らかの時点では排他的にサービス提供を独占しようとする組織でもある。例えば、教育、年金、保健などは、確かに最近では民間がその代替をつかさどることができるようになったが、元来行政が独占してサービスを提供してきた経緯がある。

しかし根本的な問題は、NPOや企業、組合はそれ自身が市民性を備えようとし始めているのに対して、いいかえればそれ自身が市民になろうとしているのに対して、行政はサービスの提供相手として市民を位置づけている。その結果、市民と行政はサービスを提供する者と提供される者という対立関係を持っている点を、忘れてはならない。

この対立点がともすれば、市民と行政の軋轢を発生させる基本的な課題となってくる。そして市民「私」である

のに対して行政Ⅱ「公」であるという意識が一般的となり過ぎたために、そして行政だけが「公」であるという偏った見解が一般的となり過ぎたために、「公」を担おうとする市民との間に、大きな軋轢を発生させるケースが多い。その結果、行政もまた市民であるという認識は、皆無に近くなっている。

行政が市民であるという意味には、二つの含意がある。その一つは、行政という市民サービス実施機関が排他的に存在するのではなく、他の組織や機関と提携することによって、さらに充実した市民サービスを実現する方法があるという意味だ。端的にいえば、市民のNPO化に対して、行政がNPOに変質する契機を指している。例えば、介護サービスを行政の一環としてのみ実施するのではなく、介護サービスを専らとしたNPOと提携することで、より実質的な介護サービスが実現できるが、これなどは行政のNPO化と呼んでいいものだ。この点に関しては、先頃多くの論調がある⁽¹³⁾。

それに対してもう一つの含意は、行政マン自身が市民であるという感覚をどれだけ保持しているかという課題だ。実は、行政マン自身がどれだけ市民としてのサービスニーズを感じているかが今後の課題となるに違いない。サービスの与え手としての行政マンではなく、サービスの受け手としての行政マンにどれだけ自己を近づけることができるかが、大きなテーマとなってくる。

ただ単にこのように描けば、行政マンはサービスの与え手でなくなるのかという問題が発生してくる。そうではなくて、サービスの与え手がサービスの受け手の立場に自らの身を置くことによって、サービスの不完全性が発見できるからだ。例えば、行政マン自身が自らの高齢化の生活設計を描くことができるかどうか、まず問われなければならない。行政マン自身が現在の条件下で高齢化社会の介護と年金の像を描けなくて、どうして市民に行政がサービスを提供できるといえるのだろうか。

この課題は、端的にいつて「行政マンである前に、まず市民であれ」という標語によって、容易に理解できる。受け手になることによって、サービスの内容が実感できる。このことは、単に行政の場面ばかりではなく、一般商品の場において従来から実施されてきているスローガンだ。消費者⇨受け手のニーズに応じた商品の開発こそが市場調査の基本なのだ。

しかし行政は、原理的にいつて市場原理を持たないことをその組織原理としている。なぜなら、市場原理は反面、市場原理に乗らないサービスの提供を拒否するからだ。行政は、その意味で市場原理に乗らないサービスを提供してきた組織に他ならない。そのことが、組織的な正義であったが、逆に市場原理を否定する組織原理によって、行政サービスの硬直化が発生したことも、否定できない。

現在問題とされているのは、その意味で行政サービスの硬直化であり、その硬直化を防ぐ意味でも、受け手としての行政マンを創造する必要があるといえよう。

四 グローバル化する市民

さてこのようにローカルを構成するセクターを分析してきたが、この過程で明らかになった点は、遺制からの自由を求めた市民像ではなく、空間的交流の自由を求めた市民像であることに気付く。例えば、企業と企業の外との接触、組合と組合の外との接触を見れば、そのことの原理は明白だ。

このように、現在、市民性は時間的経緯を経て、過去の遺制からの自由を求めるといよりも、組織の外部との接触の自由を求めている。端的にいえば、この空間的広がりでの自由は、異文化理解の運動だと位置づけることが可能だ。

異文化理解といえ、即座に他国の文化との接触を想像する。しかし、文化の相違は日常的にあらゆる場面に存在していることを忘れてはならない。例えば、男女共同参画社会がかまびすしく論じられているが、そのよつて立つ論争の原理は、女性文化と男性文化が相違しているという発想に他ならない。男性は男性文化に埋没し、それを相対化しないし、女性は女性文化に埋没し、女らしさを身にまとうことを生活原理としている点こそが、ジェンダー問題として厳しく取り上げられているのだ。¹⁴

あるいはまた、高齢化に伴う介護問題にしても、介護される側の人権は重視されているものの、介護する側の人権が語られることは少ない。介護されるという考えも一つの文化であり、介護しなければならぬというのもまた、一つの文化だ。その意味で、介護者と被介護者は、介護を巡って異なった文化をもっているといつても過言ではない。

このような時間軸を前後する近代と前近代というフォーマットではなく、空間軸を移動する他者と自己というフォーマットが、二十一世紀の社会科学の基本的枠組みを形成することになる。すでに述べたように、一般にこのような時間軸移動を「近代化」と呼び、空間軸移動を「グローバル化」と呼ぶことができるが、その意味でこのグローバル化の根本的な思想内容を十分に理解しておく必要があるだろう。

ところでこのような異文化理解は、単にローカルの生活空間に見られるだけではない。まさに異文化理解は空間軸移動の社会理解を前提としている以上、異文化理解Ⅱグローバルイゼーションは、発展途上国にも、典型的に見つけ出すことができる。

例えば、近代化という時間軸を中心とした時代にあつては、国家建設もまた、時間軸の上でのみ可能であつた。そのため、交通網の整備にしても、鉄道建設という巨大なインフラ整備を条件として、時間的経過の中で、実現可能なものであつた。その意味で、まず巨大インフラ整備を可能にするパブリック・セクターの充実が保障されなければなら

らなかった。

それに対して、アジアの近代化に見られる国家建設は、発展の空間軸の中で実現されていく。交通網の整備は、国家の巨大インフラに依存することなく、自動車というプライベート・セクターに依存することによって実現可能になってくる。近代化という時間軸移動の場合、パッケージ化された国家が全体として近代化していったのに対して、グローバル化という空間軸移動の場合、近代化できる部分から近代化していくという意味で、国家のモザイク的近代化が一般的となってきた。モザイク的とは、極めて前近代的条件と、同じく極めて超近代的条件が同居した形で、国家建設がすすんでいくという現実を指している。このように異文化交流Ⅱグローバル化というコンセプトは、二一世紀の日常生活を規定する理念を方向づけることになるといえよう。¹⁵⁾

しかしここで一点、注意しておくべきことがある。それは人権についての文化だ。自由で自立した市民という概念を実現しようとした近代化論者の間では、人権は一〇〇%完全に実現されるべきものだという意識があった。例えば、中世封建遺制の中で虐げられた人々の開放は、抑圧された人々の人権を一〇〇%開放することによって、完全に保障されるという発想が通例であった。

そのような思考枠組みが可能であった条件は、開放される人々の人権が支配者によって全面的に抑圧されていたからだ。抑圧する者と抑圧される者が、上下関係に位置づけられていた訳だ。その結果、上部に位置する抑圧対象を排斥することによって、下部に位置する被抑圧階級に属する人々の開放が実現可能であったといえよう。

しかし、グローバル化時代における人権は、上下関係で発生する性質のものではなくなってきた。上下関係ではなく、実は並列関係の中で人権の開放が求められ始めていることに、鋭く気付かなければならない。

例えば、教師と生徒の関係においても、生徒の人権だけが大きく取り上げられるが、教師の人権もまた保護されな

ければならない。その意味で、教師と生徒の人権は、垂直の関係ではなく、並列の関係に位置づけられる必要がある。同じく、高齢化社会にあつて、介護される人々の人権だけが大きく取り上げられているが、しかし他方では介護する人々の人権もまた保護される必要がある。その意味で、被介護者と介護者の関係もまた、垂直の関係ではなく並列の関係で捉えられなければならない。

環境保護にしても、ゴミを出す人とゴミを焼却する人の関係が並列的に理解されることによって、ゴミのサイクルが理解可能となってくる。

このようなグローバル化時代にあつては、人権の実現にしても、近代化論者が予定したような一〇〇%の開放はあり得ない点こそ、理解されなければならない。まさに文明の衝突ならぬ「人権の衝突」が発生してくる以上、妥協値の人権実現しか現実可能性がないという思想的前提こそ、思念されなければならないに違いない。

ところでこのようにグローバル化は、個人の生活から地球規模的な問題までを射程にいれた新たな世界観、新たな社会観を提示し始めているのだ。このようなグローバル化を前提とする限り、ローカルを構成する様々なセクターもまた、ローカルを構成しローカルを運営していくにあたって、異文化理解Ⅱグローバル化を前提としなければならぬ。いいかえれば、セクターを構成している組織原理が並列化している点こそ、イデオロギーとしての市民理解の前提に据えられる必要がある。

そのためには、すべてのセクターは市民的スタンスを担保することによって、新たなローカルを創造するといえよう。組合―市民―企業、行政―市民―NPOという関係において、すべてのセクターは、一度市民的スタンスを介在させることによって、ローカルを支えるアクターに変容することができる。

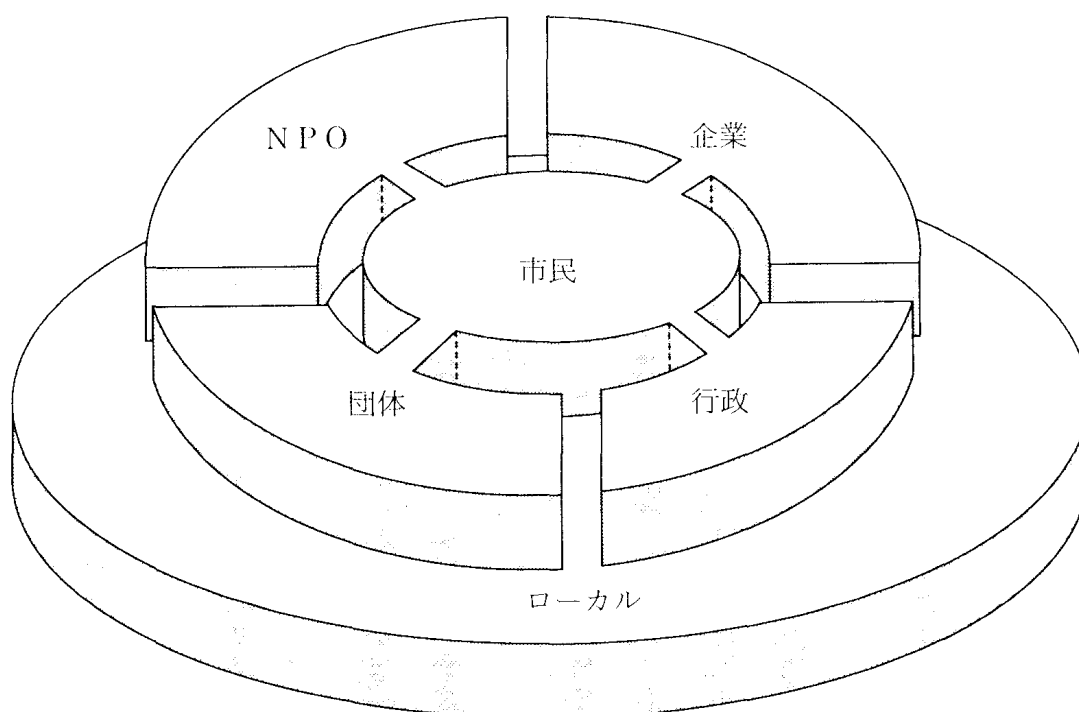
二一世紀の市民社会の担い手は、まさにこのようにイデオロギー的に武装された市民像に他ならない。現在、日本

の自治体ではさまざまなNPOが論じられている。もしこのNPOが二一世紀のローカル創造の鍵を握ることができるとしたら、それはこのNPOがどれほどまでに自覚的に異文化理解Ⅱグローバル化のイデオロギーを担保しているかに掛かっているに違いない。

というのも、まさに近代化において開放された市民自身が、企業家に、あるいは組合幹部に変容していったために、市民というイデオロギーを担うアクターがますます欠如していった。そのような状況の中で、NPOが始めて職業としての社会との関わりから自由なセクターを形成し始めたからだ。

企業家である前に「市民であれ」、公務員である前に「市民であれ」、そして組合員である前に「市民であれ」という思想装置こそが、二一世紀における市民社会を担うイデオロギーとなりうるだろう。なぜなら、市民である前に企業家であり、市民である前に公務員であるならば、市民の論理を企業や行政という組織の原理が蹂躪していくからだ。まさに市民というイデオロギーこそが、グローバル化

図3 ローカルと市民の相互性



される社会の中で一切の価値的融合を保障できる思想的な装置であるに違いない。

- (1) このような意識と構造の関係は、戦後日本の社会科学にあって、構造を重視したマルクスと、意識を重視したウェーバーとの対抗として、広く論じられた経緯がある。この問題は、マルクスとウェーバー問題として広く知られていた。マルクスがほとんど読まれなくなった現在にあって、この問題を理解するための恰好の著作として、山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』（岩波新書 一九九七年）。また、この問題の古典的な位相を理解するためには、大塚久雄『社会科学の方法』（岩波新書 一九六六年）。
- (2) cf. Crawford Brough Macpherson, *The Real World of Democracy* (Oxford: Clarendon Press, 1966). 栗田賢三訳『現代世界の民主主義』（岩波新書 一九六八年）。往時にあっては、民主主義もまた、制度としての、あるいは体制としての民主主義と思想としての民主主義、あるいは手続きとしての民主主義が混在して論じられていた。その問題を見事に整理した名著が、これに当たる。
- (3) 例えば、以下を参照。水田洋『近代人の形成―近代社会観成立史―』（東京大学出版会 一九七〇年）、大塚久雄『近代化の人的基礎』（筑摩書房 一九六八年）。
- (4) 典型的にこの心情倫理と責任倫理を理念型化したのが、丸山真男であった。丸山真男『日本の思想』（岩波新書 一九七五年）。
- (5) すでにわたしは『先進社会Ⅱ日本の政治Ⅰ』（法律文化社 一九八七年）の中で、戦後日本の政治学を一九五〇年代、六〇年代、七〇年代の三期に区分して整理したことがある。実は、一九八〇年代以降の日本の政治学をどのように整理するかについては、必ずしもまだ明確な考えは持ち合わせてはいないが、国際化という視点によって、内包化していた日本政治学が一挙に外延化していった経緯の中に、整理のヒントが隠されているのではないかと、現在考えている。その点に関しては、藪野祐三『ローカル・イニシアティブ』（中公新書 一九九五年）、「第六章 国際戦略と地方分権」を参照。
- (6) この点については、藪野祐三『民主主義』、アエラ・ムック『政治学がわかる』（朝日新聞社 一九九六年）所収に詳しい。
- (7) このペーパーでは、地域や自治体に対して「ローカル」という言葉を使用するが、ローカルとは生活者を中心とした当事者主義の思想を現した言葉であるためだ。詳しくは、藪野祐三『ローカル・イニシアティブ』（前掲書）、六一―八頁。

- (8) この過程の中で、コーポレート・シティズンII企業市民という概念が登場してくることになる。
- (9) NPOに関する文献は、限りなく目につく。目下のところ政府発行の以下の資料を参照にすると、行政が考えているNPOのあり方が、よく理解できる。経済企画庁国民生活局編『市民活動団体のリーダーのために』、同編『事業プランの立案と実施―市民活動団体の運営のために』。ここで注目すべき点は、日本ではNPOを積極的に推進しているのが経済企画庁であるという事実だ。経済企画庁は決してボランティアの促進を念頭に置いている訳ではなく、NPOはNPOという新たな社会雇用を生むという考えにあり、経済活性化の一翼を担うものとして位置づけている点を忘れてはならない。社会雇用とは、企業雇用、団体雇用などに対して、あらたに社会が雇用を生み出すという考えを示している。
- (10) 会社は誰のものかという点に関して、以下を参照。深尾光洋『コーポレート・ガバナンス入門』（ちくま新書 一九九九年）。
- (11) この点については、福岡市に本社を置く企業に一定程度のアンケートを実施した。詳しくは、福岡都市科学研究所『福岡の国際交流に関する研究』（一九九九年）を参照。
- (12) この点に関しても、福岡市に本部、支部を置く組合にアンケートを実施した。詳しくは福岡都市科学研究所『福岡の国際交流に関する研究』（一九九九年）を参照。
- (13) この点に関しては、松下圭一『政治・行政の考え方』（岩波新書 一九九八年）を参照。また自治体という行政が国際協力というテーマに関して、どのような市民的スタンスを取っているかについて、以下の報告書を参照するとよい。自治体の国際活動に関する調査研究会『東西自治体国際協力セミナー報告書』（一九九七年）。これは、東西ドイツが統一するにあたって、自治体がどのように市民的スタンスをとることによって、統一に協力したかを調査研究した結果をセミナー報告したものである。なお、同セミナーは一九九六年にチェコ共和国プラハでおこなわれた。NGO自治体国際協力推進会議『市民と自治体がつくる国際協力―日本におけるCDI（地域主体型開発協力）の提言―』（一九九七年）。
- (14) 女性と男性の異文化理解を深めるテキストとして、北九州市女性センター「ムーブ」編、『女性問題研修プログラム―企業編―』（一九九七年）、同『女性問題研修プログラム―地域・家庭編―』（一九九九年）を参照。わたしは、個人的にこの二つのテキストを作成するにあたって、積極的に関わった。
- (15) この点に関しては、藪野祐三『先進社会の国際環境II』（法律文化社 一九九八年）に詳しい。